制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1)業務の名称及び数量

鳥取情報ハイウェイ移設設計施工業務(江府町江尾地内ほか) 一式

(2)業務の仕様

入札説明書による。

(3)業務の期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

(4) 入札方法

ア 入札は紙入札により行う。

イ 契約に当たっては、入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地 方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税 の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 単独企業に関する要件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の 申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業 種区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理(運転保守)に登録されている者であること。
 - ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
 - エ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。ただし、 県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
 - オ 電気通信に係る設計及び作業を熟知し、本件調達の公告日から令和8年3月25日までの期間を有効期間に含む、電気通信工事に係る建設業許可を有していること。
 - カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと
- (2) 共同企業体に関する要件
 - ア 各構成員は、(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。
 - イ 競争入札参加資格の建物等の保守管理の電気通信設備管理(運転保守)の業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。
 - ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、 いずれかの者が代表者となること。
 - オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的

- (イ) 名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 成立の時期及び解散の時期
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (テ)解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項
- キ 電気通信に係る設計及び作業を熟知し、本件調達の公告日から令和8年3月25日までの期間を有効期間に含む、電気通信工事に係る建設業許可を構成員の1以上の者が有していること。
- 3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

- 4 入札手続等
- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

電話 0857-26-7849

電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年10月22日(水)から同月29日(水)までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ(https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年10月22日 (水) から同月29日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律 第 99 号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年11月6日(木)午後1時15分即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月5日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ

- 5 入札参加者に要求される事項
- (1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年10月29日 (水) 正午までに郵便等又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1)入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定 価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。